

水道料金の改定について

水道料金の改定について

～ 安全・安心な水を未来につなぐ みんなで支えるくみやま水道 ～

久御山町事業環境部上下水道課

目次

- 1 公営企業会計の仕組みと水道料金の算定方法
- 2 久御山町上下水道事業経営審議会での検討結果
- 3 料金改定の内容

1 公営企業会計の仕組みと

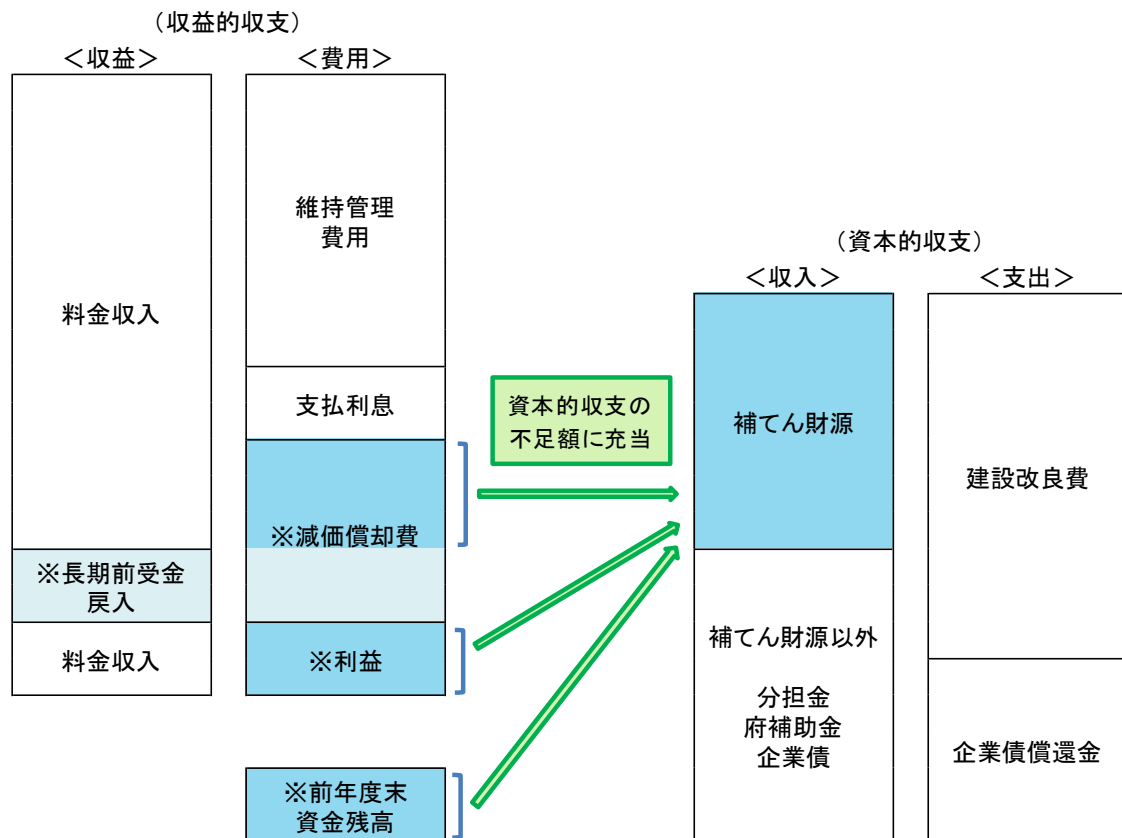
」 公営企業会計の仕組みと

水道料金の算定方法

水道料金の算定方法

(1) 公営企業会計の仕組み

水道事業の会計は、収益的収支と資本的収支から構成されます。収益的収支とは、経営活動に伴い発生する水道料金による収益や維持管理に係る費用のことです。資本的収支とは、施設の整備や拡充のための建設改良費、建設改良に要する資金の企業債による調達、企業債の元金償還などのことです。通常、資本的支出に対して資本的収入は不足することになるため、前年度末資金残高や当年度の利益、減価償却費などの非資金取引による内部留保などを補てん財源として、不足額を補う仕組みとなっています。



※減価償却費とは、固定資産の購入価額を使用期間にわたって費用配分したものです。実際の支出は、固定資産の購入時に完了していることから、現金の支出を伴う費用ではありません。

長期前受金戻入は、減価償却費のうち、補助金等で取得した資産に対するもので、現金の収入を伴わない収益です。

減価償却費は費用として計上されるものの、現金の支出を伴わないため、当該金額が内部留保資金として企業内部に蓄えられることとなります。

ただし、長期前受金戻入は、現金収入の伴わない収益であるため、減価償却費から長期前受金戻入の金額を控除する必要があります。

(2) 水道料金の算定方法

適正な原価を基礎とし、健全経営を確保できる料金とすることが原則とされています。

水道法(第14条 第2項第1～4号)

- 2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
 - 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

地方公営企業法(第21条 第2項)

- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する取扱いについて
(第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて 第三節 財務に関する事項 四 料金の一部抜粋)

地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。

(2) 水道料金の算定方法

適正な原価（総括原価）の算定方法

財政計画を基に、料金算定期間中の給水のために必要な総費用（総括原価）を算出します。

$$\text{総括原価} = \text{営業費用} + \text{資本費用} - \text{控除項目}$$

(料金収入) (総原価) (事業報酬)

営業費用 … 人件費、薬品費、動力費、修繕費、
受水費、減価償却費、資産減耗費、
その他営業費用

資本費用 … 支払利息、資産維持費(※)

控除項目 … 給水収益以外のその他の収益
(長期前受金戻入額については、
原則として控除項目に含めない。)

※資産維持費とは
給水サービス水準の維持向上及
び施設実体の維持のために、事
業内に再投資されるべき額。
物価上昇による減価償却の不足
や施設の高度化による工事費の
増大に対応するための経費。

控除項目

水道料金で回収
(総括原価)

【総括原価のイメージ図】

<収益>

その他の収益

- ・手数料
- ・一般会計繰入金(基準内)
- ・下水道事業業務負担金

給水収益

<費用>

人件費

動力費

受水費 etc

減価償却費
(非資金費用)

支払利息

資産維持費

長期前受金戻入相当額
(控除項目に含めない場合)

営業費用

資本費用

必要な利益

2 久御山町上下水道事業経営審議会

5 久御山町上下水道事業経営審議会

での検討結果

での検討結果

(1) 料金改定率の検討

現世代と将来世代の負担のあり方の検討

将来の更新に必要な財源を、今、どの程度確保するのか検討する。

経営安定化
・
将来世代負担軽減

平均改定率: 16.9%

料金算定期間において、資金ショートを回避したうえで、経常収支比率100%以上を維持できる必要最低限の改定率

平均改定率: 25.6%

長期前受金戻入を控除項目に含めない場合の改定率
料金算定期間の長期前受金戻入相当額の利益を計上

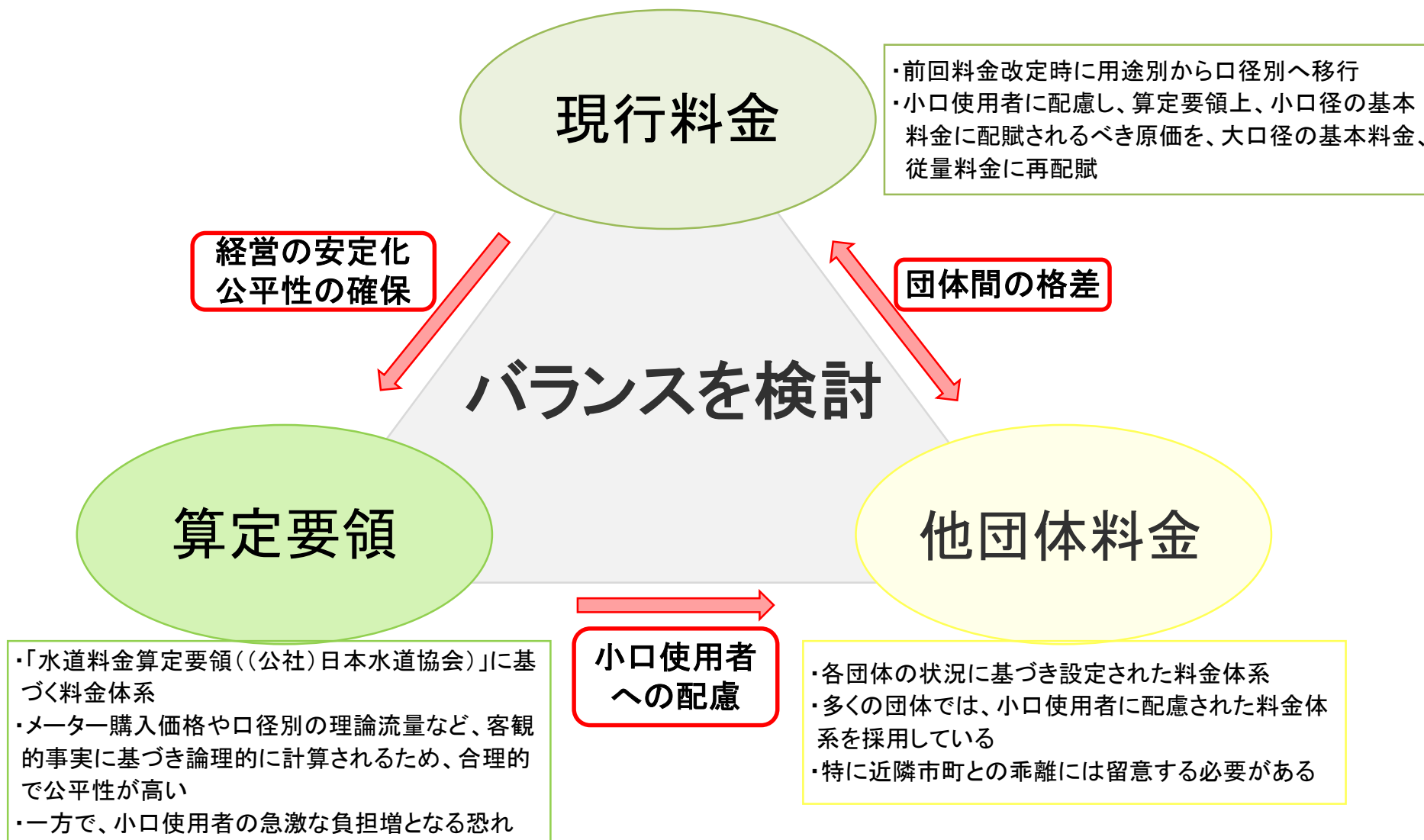
平均改定率: 40.7%

長期前受金戻入相当額の利益に加え、総括原価に資産維持費を算入した場合の改定率(資産維持率1%)

物価高騰配慮
・
現世代負担軽減

(2) 負担配分の検討

負担の配分については、現行料金からの各使用状況毎の改定率や料金算定要領に基づく算定との比較、他団体料金体系との比較など、総合的なバランスを考慮しながら検討する必要があります。



(3) 検討結果(答申)

答申の概要

料金改定率

住民生活や町内企業の経済活動への影響を考慮し、料金算定期間(R7~R11)において、資金ショートを回避したうえで、経常収支比率100%以上を維持できる必要最低限の改定率に抑制することとし、平均改定率を16.9%とする。

料金体系

料金体系については、現行どおりとし、口径別の負担構造を概ね維持したうえで、基本料金への配分強化を図ることが適当である。

また、少量の水量区画の従量料金単価については、小口使用者に最大限の配慮を行うことが望ましい。

実施時期

実施時期については、令和7年4月1日以後に確定する料金からとすることが適当である。

3 料金改定の内容

3 料金改定の内容

(1) 料金表 新旧比較(1か月・税抜)

【現行料金】

水道料金表

料金 口径	基本料金 (円/月)	従量料金(円/㎡)				
		~10㎡	11㎡~ 20㎡	21㎡~ 500㎡	501㎡~ 3,000㎡	3,001㎡ ~
20mm以下	1,000	40	145	160	180	200
25mm	1,500					
30mm	3,000					
40mm	12,000					
50mm	25,000					
75mm	60,000					
100mm	110,000					
150mm	250,000					
200mm	500,000					

【新料金(案)】

水道料金表

料金 口径	基本料金 (円/月)	従量料金(円/㎡)				
		~10㎡	11㎡~ 20㎡	21㎡~ 500㎡	501㎡~ 3,000㎡	3,001㎡ ~
20mm以下	1,200	45	165	185	215	230
25mm	1,800					
30mm	3,600					
40mm	14,400					
50mm	30,000					
75mm	72,000					
100mm	132,000					
150mm	300,000					
200mm	600,000					



基本料金については、経営の安定化を図るため、全口径において現行料金単価の20%増とした。

従量料金については、小口使用者へ配慮するため、第1、第2水量区画の単価を口径20mm以下、使用水量20㎡/月の改定率が平均改定率の16.9%を超えない範囲で調整した。

(2) 料金改定の影響(例)

(例) 口径20mm以下、1か月で20m³使用の場合(税込)

【現行料金】

	区分	使用水量	料金
改定前	基本料金	—	1,000円
	従量料金	10m ³ (0~10m ³)	40円×10m ³ = 400円
		10m ³ (11~20m ³)	145円×10m ³ = 1,450円
	合計	—	2,850円
	消費税	—	285円
	総合計	—	3,135円



【新料金(案)】

	区分	使用水量	料金
改定後	基本料金	—	1,200円
	従量料金	10m ³ (0~10m ³)	45円×10m ³ = 450円
		10m ³ (11~20m ³)	165円×10m ³ = 1,650円
	合計	—	3,300円
	消費税	—	330円
	総合計	—	3,630円

【影響額】

現行料金	3,135円
改定後料金	3,630円
差額	<u>495円</u>
改定率	<u>15.8%</u>

小口使用者について、大幅な料金改定にならないように配慮した結果、改定率は平均の16.9%より低くなっている。

(2) 料金改定の影響(例)

各口径の影響例(税込)

【口径20mm以下】

水 量 (m ³ /月)	10	20	30	50	100	150
現 行 料 金 (円)	1,540	3,135	4,895	8,415	17,215	26,015
改 定 料 金 (円)	1,815	3,630	5,665	9,735	19,910	30,085
差 額 (円)	275	495	770	1,320	2,695	4,070
改 定 率 (%)	17.9	15.8	15.7	15.7	15.7	15.6

【口径25mm】

水 量 (m ³ /月)	10	20	30	50	100	200
現 行 料 金 (円)	2,090	3,685	5,445	8,965	17,765	35,365
改 定 料 金 (円)	2,475	4,290	6,325	10,395	20,570	40,920
差 額 (円)	385	605	880	1,430	2,805	5,555
改 定 率 (%)	18.4	16.4	16.2	16.0	15.8	15.7

【口径40mm】

水 量 (m ³ /月)	100	200	300	400	500	700
現 行 料 金 (円)	29,315	46,915	64,515	82,115	99,715	139,315
改 定 料 金 (円)	34,430	54,780	75,130	95,480	115,830	163,130
差 額 (円)	5,115	7,865	10,615	13,365	16,115	23,815
改 定 率 (%)	17.4	16.8	16.5	16.3	16.2	17.1

【口径50mm】

水 量 (m ³ /月)	100	500	1,000	1,500	2,000	2,500
現 行 料 金 (円)	43,615	114,015	213,015	312,015	411,015	510,015
改 定 料 金 (円)	51,590	132,990	251,240	369,490	487,740	605,990
差 額 (円)	7,975	18,975	38,225	57,475	76,725	95,975
改 定 率 (%)	18.3	16.6	17.9	18.4	18.7	18.8

(2) 料金改定の影響(例)

【口径75mm】

水 量 (m ³ /月)	500	1,000	1,500	2,000	3,000	4,000
現 行 料 金 (円)	152,515	251,515	350,515	449,515	647,515	867,515
改 定 料 金 (円)	179,190	297,440	415,690	533,940	770,440	1,023,440
差 額 (円)	26,675	45,925	65,175	84,425	122,925	155,925
改 定 率 (%)	17.5	18.3	18.6	18.8	19.0	18.0

【口径100mm】

水 量 (m ³ /月)	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000
現 行 料 金 (円)	306,515	504,515	702,515	922,515	1,142,515	1,362,515
改 定 料 金 (円)	363,440	599,940	836,440	1,089,440	1,342,440	1,595,440
差 額 (円)	56,925	95,425	133,925	166,925	199,925	232,925
改 定 率 (%)	18.6	18.9	19.1	18.1	17.5	17.1

【口径200mm】

水 量 (m ³ /月)	1,000	2,000	4,000	6,000	8,000	10,000
現 行 料 金 (円)	735,515	933,515	1,351,515	1,791,515	2,231,515	2,671,515
改 定 料 金 (円)	878,240	1,114,740	1,604,240	2,110,240	2,616,240	3,122,240
差 額 (円)	142,725	181,225	252,725	318,725	384,725	450,725
改 定 率 (%)	19.4	19.4	18.7	17.8	17.2	16.9

POINT

- ・小口径では、使用水量10m³/月の改定率が、若干平均改定率より高くなっているものの、第1から第3水量区画の単価を抑えているため、使用水量20m³/月以上では、どの使用水量区分でも平均改定率を下回っている。
- ・大口径では、基本料金を20%増とした上で、第4水量区画単価の改定率も平均より高くなっているため、多くの使用水量区分で平均改定率を若干ではあるが上回っている。

(3) 料金改定シミュレーション

料金改定シミュレーション(令和5年度実績ベース)

(単位:千円・%)(税抜)

口径	基本料金				従量料金				合計				比率 <small>(基本料金:従量料金)</small>
	改定前	改定後	差額	増減率	改定前	改定後	差額	増減率	改定前	改定後	差額	増減率	
20mm以下	85,630	102,756	17,126	20.0	143,850	164,376	20,526	14.3	229,480	267,132	37,652	16.4	38.5 : 61.5
25mm	7,856	9,427	1,571	20.0	39,938	46,258	6,320	15.8	47,794	55,685	7,891	16.5	16.9 : 83.1
30mm	72	86	14	19.4	207	239	32	15.5	279	325	46	16.5	26.5 : 73.5
40mm	19,188	23,026	3,838	20.0	29,248	33,999	4,751	16.2	48,436	57,025	8,589	17.7	40.4 : 59.6
50mm	10,450	12,540	2,090	20.0	29,996	35,336	5,340	17.8	40,446	47,876	7,430	18.4	26.2 : 73.8
75mm	10,080	12,096	2,016	20.0	16,439	19,277	2,838	17.3	26,519	31,373	4,854	18.3	38.6 : 61.4
100mm	7,920	9,504	1,584	20.0	6,974	8,202	1,228	17.6	14,894	17,706	2,812	18.9	53.7 : 46.3
150mm	0	0	0	—	20	23	3	15.0	20	23	3	15.0	0.0 : 100.0
200mm	6,000	7,200	1,200	20.0	39,291	45,431	6,140	15.6	45,291	52,631	7,340	16.2	13.7 : 86.3
合計	147,196	176,635	29,439	20.0	305,963	353,141	47,178	15.4	453,159	529,776	76,617	16.9	33.3 : 66.7

POINT

・配賦割合 基本料金33.3%:従量料金66.7%

※基本料金を20%増としたため、現行料金よりは基本料金の配賦割合が上昇している。(現行 基本料金32.5%:従量料金67.5%)

・小口使用者へ配慮するため、小口径の基本料金を抑え、従量料金についても第1水量区画から第3水量区画の単価を抑えているため、小口径の最終的な増減率(改定率)は、平均改定率を下回っている。

・一方で、口径40mmから100mmまでについては、小口径の増減率を抑えた分、若干ではあるが平均改定率を上回っている。

(4) 府内市町上下水道料金比較表

(例) 一般家庭、口径20mm、1か月で20m³使用の場合の比較(税込)

府内市町の一般家庭用上下水道料金の状況(R6. 9月1日現在)									
順位	市町名	上水道料金	順位	市町名	下水道料金	順位	市町名	上下水道料金	料金体系区分
1	精華町	2,231	1	大山崎町	1,540	1	京田辺市	4,556	口径
2	亀岡市	2,310	2	久御山町	1,944	2	井手町	4,959	口径
3	京田辺市	2,415	3	京都市	2,013	3	京都市	5,027	口径
4	宇治田原町	2,904	4	井手町	2,029	4	久御山町	5,079	口径
5	井手町	2,930	5	京田辺市	2,141	5	精華町	5,256	口径
6	京都市	3,014	6	向日市	2,266	6	亀岡市	5,280	口径
7	舞鶴市	3,069	7	八幡市	2,530	7	向日市	5,362	口径
8	木津川市	3,080	8	宇治田原町	2,566	8	宇治田原町	5,470	口径
9	向日市	3,096	9	長岡京市	2,656	9	長岡京市	5,758	口径
10	長岡京市	3,102	10	福知山市	2,662	10	大山崎町	5,775	用途
11	久御山町	3,135	11	亀岡市	2,970	11	木津川市	6,105	口径
12	南丹市	3,250	12	精華町	3,025	12	舞鶴市	6,133	用途・口径
13	宇治市	3,412	12	木津川市	3,025	13	八幡市	6,239	口径
14	与謝野町	3,516	14	舞鶴市	3,064	14	福知山市	6,319	口径
15	城陽市	3,652	15	宇治市	3,082	15	宇治市	6,494	用途
16	福知山市	3,657	16	城陽市	3,107	16	城陽市	6,759	口径
17	八幡市	3,709	17	宮津市	3,141	17	南丹市	6,770	区域
18	京丹後市	3,780	18	京丹後市	3,190	18	与謝野町	6,871	口径
19	宮津市	3,853	19	綾部市	3,300	19	京丹後市	6,970	用途
20	綾部市	4,180	20	与謝野町	3,355	20	宮津市	6,994	用途
21	大山崎町	4,235	21	南丹市	3,520	21	綾部市	7,480	口径
22	京丹波町	7,750	22	京丹波町	4,180	22	京丹波町	11,930	口径



料金改定後									
順位	市町名	上水道料金	順位	市町名	下水道料金	順位	市町名	上下水道料金	料金体系区分
1	精華町	2,231	1	大山崎町	1,540	1	京田辺市	4,556	口径
2	亀岡市	2,310	2	久御山町	1,944	2	井手町	4,959	口径
3	京田辺市	2,415	3	京都市	2,013	3	京都市	5,027	口径
4	宇治田原町	2,904	4	井手町	2,029	4	精華町	5,256	口径
5	井手町	2,930	5	京田辺市	2,141	5	亀岡市	5,280	口径
6	京都市	3,014	6	向日市	2,266	6	向日市	5,362	口径
7	舞鶴市	3,069	7	八幡市	2,530	7	宇治田原町	5,470	口径
8	木津川市	3,080	8	宇治田原町	2,566	8	久御山町	5,574	口径
9	向日市	3,096	9	長岡京市	2,656	9	長岡京市	5,758	口径
10	長岡京市	3,102	10	福知山市	2,662	10	大山崎町	5,775	用途
11	南丹市	3,250	11	亀岡市	2,970	11	木津川市	6,105	口径
12	宇治市	3,412	12	精華町	3,025	12	舞鶴市	6,133	用途・口径
13	与謝野町	3,516	12	木津川市	3,025	13	八幡市	6,239	口径
14	久御山町	3,630	14	舞鶴市	3,064	14	福知山市	6,319	口径
15	城陽市	3,652	15	宇治市	3,082	15	宇治市	6,494	用途
16	福知山市	3,657	16	城陽市	3,107	16	城陽市	6,759	口径
17	八幡市	3,709	17	宮津市	3,141	17	南丹市	6,770	区域
18	京丹後市	3,780	18	京丹後市	3,190	18	与謝野町	6,871	口径
19	宮津市	3,853	19	綾部市	3,300	19	京丹後市	6,970	用途
20	綾部市	4,180	20	与謝野町	3,355	20	宮津市	6,994	用途
21	大山崎町	4,235	21	南丹市	3,520	21	綾部市	7,480	口径
22	京丹波町	7,750	22	京丹波町	4,180	22	京丹波町	11,930	口径

- ※ 一般家庭用・月20m³使用した場合の料金(税込)、市町料金表より算出
- ※ メーター20ミリ
- ※ 各市町の例規等(HP掲載)により調査したものであり、実際の適用日とは異なる場合があります。

下水道使用料は改定しません

下水道使用料が府内22市町の中で2番目に安いことから、上下水道料金として比較すると改定後も中間より上位に位置している。

(5) 料金改定後の主な取組について

「安全・安心な水を未来につなぐ みんなで支えるくみやま水道」の実現

「安全な水をいつも送る水道」の実現

- ・水質管理の充実と強化 …… 水安全計画の確実な遂行
- ・鉛製給水管の解消 …… 配水管布設替工事に併せて取替え工事を実施

「強靱で安定した水道」の実現

- ・重要給水施設配水管耐震化事業の完遂 …… 令和9年度末までに耐震化を完了
- ・老朽管の計画的な更新 …… 令和10年度以降、計画的に順次更新

「いつまでも健全に持続できる水道」の実現

- ・ダウンサイジングの検討 …… 北浦配水場の休廃止について詳細検討
- ・広報活動の推進 …… 上下水道だより及びホームページ等の内容の充実
- ・環境への取組 …… 省エネ性能の高い機器の導入、太陽光発電の継続運用

災害に強く、安全・安心な水を安定的、持続的に供給する「くみやま水道」の実現のために、使用者の皆様にはご負担をお願いすることになりますが、より一層の経営効率化と給水サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解、ご協力の程、よろしく申し上げます。



安全・安心な水を未来につなぐ みんなで支えるくみやま水道

- 「安全」な水をいつも送る水道
 - 「強靱」で安定した水道
 - いつまでも健全に「持続」できる水道
- の実現のために、

水道事業の経営に、ご理解・ご協力をお願いします。

久御山町事業環境部上下水道課

【お問い合わせ先】

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

電話番号 075-631-9987 / 0774-45-3919

ホームページ <http://www.town.kumiyama.lg.jp/>